

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和8年2月25日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第6号

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年墨田区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第12条第2項第1号の規定は、令和9年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。